

「令和 7 年度外国人受入・定着支援業務」に係る公募型企画競争について、下記のとおり告示する。

令和 7 年（2025 年）2 月 10 日

札幌市長 秋 元 克 広



記

1 担当部局

〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部雇用労働課
電話 (011) 211 - 2278

2 契約に関する事項

(1) 業務名

令和 7 年度外国人受入・定着支援業務

(2) 業務内容

市内中小企業における特定技能制度による外国人雇用を促進するため、セミナーの実施及び採用費用の負担軽減・入国前から採用後までの伴走型支援を行うほか、成功事例の発信により市内中小企業に外国人雇用の好事例を広く波及させる。

詳細は企画提案仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 契約に至るまでの方法

- ア 企画競争参加者の募集および企画提案書の受付
- イ 書類審査の実施（企画提案書提出者が 5 者以上の場合）
- ウ 企画提案書プレゼンテーションの実施
- エ 企画競争実施委員会による審査
- オ 上記エの審査で評価が高い 2 者を受託予定者として選定
- カ 上記オの受託予定者と所定の手続きを経て、委託契約を締結する。

なお、企画競争の応募方法及び提出書類等の詳細については、企画提案募集要領及び企画提案仕様書による。

3 参加資格

この企画提案に応募できるのは、民間企業、NPO 法人、公益法人その他の法人及び法人以外の団体並びに個人で、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 札幌市内に活動拠点（本社又は営業所等）を有しているもの

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないもの
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限において、令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されているもの
- (5) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないもの
- (6) 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないもの
- (7) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと
- (8) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 項第 2 号の規定によるもの）に該当しないもの。又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しないものが経営、運営に関係しないもの
- (10) 政治団体（政治資金規正法第 3 条の規定によるもの）に該当しないもの
- (11) 宗教団体（宗教法人法第 2 条の規定によるもの）に該当しないもの
- (12) 企画提案方式による応募を行う時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること
- (13) 企画提案書の提出期限において、出入国在留管理庁の公表する「登録支援機関登録簿」に記載されていること
- (14) 企画提案書の提出期限において、職業安定法による有料職業紹介事業の許可を受けていること
- (15) 複数企業による共同企業体（JV）でないもの

4 仕様書等の取得方法

札幌市ホームページに公開する。